

令和4年1月27日

町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

まん延防止等重点措置に伴う町立小・中学校の対応（一部強化）
について

大寒の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染防止につきましては、令和4年1月21日付け「まん延防止等重点措置に伴う町立小・中学校の対応について」でお知らせしたところです。

しかし、埼玉県内において、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖等を行う学校が急増するなど、かつてないスピードで感染が拡大しております。こうした状況から、より対策を強化するため、令和4年1月25日埼玉県新型感染症専門家会議が開催され、「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応（一部強化）」が決定されました。

つきましては、まん延防止等重点措置及び各学校の状況を踏まえ、下記の通り、令和4年1月21日付け「まん延防止等重点措置に伴う町立小・中学校の対応について」を一部強化し、各町立小・中学校において、感染防止対策を一層徹底しながら教育活動を行ってまいります。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更点について

(1) 必要に応じた分散登校等について

感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するため、各学校及び地域の感染状況等を踏まえ、※必要に応じて、オンライン学習を活用した分散登校や短縮授業を実施します。

※現段階におきましては、臨時休業（学級閉鎖等）の学級等以外は、感染防止対策を徹底しながら通常の授業を実施しておりますが、今後の感染状況によってはこのように対応していくこともあります。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

まん延防止等重点措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は行いません。

- 各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。
- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ⑥ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動、マスクを外して行う運動や発声を伴う運動（声を発しながらランニングを行う等）、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱います。

(3) 部活動について

部活動を実施する場合は、令和4年1月31日（月）より以下のとおりとします。

活動日数	時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
<u>平日の週2日以内</u> ※土・日・祝日は禁止	<u>90分以内</u>	禁止	禁止

※ 分散登校を実施している場合、その期間は、登校している生徒のみの活動とします。

2 その他

- ・学校内での感染や感染拡大が起こらないように、徹底した感染防止に努めた上で教育活動を行ってまいります。今後の状況によっては新たな対応を取っていく可能性があることを御承知おきください。
- ・新型コロナウイルスに関連して、感染等の有無やワクチン接種を受ける、または受けないことによる差別やいじめなどが起こらないようにするために、引き続き御理解、御指導をお願いします。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111